# ライフステージに応じた消費者教育の推進 消費者庁公表の消費者教育の体系イメージマップ

		幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		
		<b>刈</b> 汽期	小子土朔	中 <del>子</del> 土朔	同仪土别	特に若者	成人一般	特に高齢者
各期の特徴 重点領域		様々な気づきの 体験を通じて、家 族や身の回りの 物事に関心をも ち、それを取り入 れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が 広がり、権利と 責任を理解し、 トラブル解決 方法の理解が 望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が	生活において自立 を進め、消費生活 のスタイルや価値 観を確立し自らの 行動を始める時期	精神的、経済的に 自立し、消費者市 民社会の構築に、 様々な人々と協 働し取り組む時 期	周囲の支援を受でした。 関田の支援を生物のもない。 関いのもない。 関いのもない。 関いのもない。 関いのもない。 関いのもない。 関いのは、 関いるは、
消費者市民社会の構築	消費者がも つ影響力の 理解	おつかいや買い物 に関心を持とう	消費をめぐる物 と金銭の流れを 考えよう	消費者の行動 が環境や経済 に与える影響 を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・ 廃棄が環境、経済、 社会に与える影響 を考える習慣を身 に付けよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環 境、経済、社会に 与える影響に配慮 することの大切さ を伝え合おう
	持続可能な消費の実践	身の回りのものを 大切にしよう	自分の生活と身 近な環境とのか かわりに気づき、 物の使い方など を工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境 に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社 会をめざして、 ライフスタイ ルを考えよう	持続可能な社会を めざしたライフス タイルを探そう	持続可能な社会 をめざしたライ フスタイルを実 践しよう	持続可能な社会に 役立つライフスタ イルについて伝え 合おう
	消費者の参画・協働	協力することの大 切さを知ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者 問題及び社会 課題の解決や、 公正な社会の 形成について 考えよう	身間を 問題の解決や、 公形成の解決会働の 形成の 形成の でとの と 理解して と 理解して と の の の の の の の の の の の の の の の し の し の	消費者問題その他 の社会課題の解決 や、公正な社会の 形成に向けた行動 の場を広げよう	地域や職場で協働して協力で協力では、 動しての他の社会とはいるというできます。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	支え合いながら協働して消費者問題 その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう
商品等の安全生活の管理と契約	商品安全の 理解と危険 を回避する 能力	くらしの中の危険 や、ものの安全な 使い方に気づこう	危険を回避し、物 を安全に使う手 がかりを知ろう	危険を回避し、 物を安全に使 う手段を知り、 使おう	安全では、はないでは、ないでは、はないでは、はないでは、はないでは、ないでは、ないで	安全で危険の少ないくらし方をする 習慣を付けよう	安全で危険の少 ないくらしと消 費社会をつくろ う	安全で危険の少ないくらしの大切さ を伝え合おう
	トラブル対応能力	困ったことがあっ たら身近な人に伝 えよう	困ったことがあ ったら身近な人 に相談しよう	販売方法の特 徴を知り、トラ ブル解決の法 律や制度、相談 機関を知ろう	トラブル解決 の法律や制度、 相談機関の利 用法を知ろう	トラブル解決の法 律や制度、相談機 関を利用する習慣 を付けよう	トラブル解決の 法律や制度、相談 機関を利用しや すい社会をつく ろう	支え合いながらト ラブル解決の法律 や制度、相談機関 を利用しよう
	選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守 ろう	物の選び方、買い 方を考え適切に 購入しよう 約束やきまりの 大切さを知り、考 えよう	商品を適切にと 選択す契約をもし、 り、よりよい り、なり方を考 れよう	適切に基まれて 行動とようのルーフいる ではいてでする。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する 習慣を付けよう	契約とそのルー ルを理解し、くら しに活かそう	契約トラブルに遭 遇しない暮らしの 知恵を伝え合おう 身の回りの情報か ら「な
	生 活 を 設計・管理する 能力	欲しいものがあったときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金銭の大切 さに気づき、計画 的な使い方を考 えよう お小遣いを考え て使おう	消費活を活動を表している。	主記が出る。主記が出る。主記が出る。主記が出る。主記を立て、正述には、正述には、正述には、正述には、正述には、正述には、正述には、正述には	生涯を見通した計画的なくらしをめざして、生活設計・管理を実践しよう	経済社会の変化 に対応し、生涯を 見通した計画的 なくらしをしよ う	生活環境の変化に 対応し支え合いな がら生活を管理し よう
情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざ まな情報に気づこ う	消費に関する情報の集め方や活用の仕方を知ろう	消費生活に関する情報の収 集と発信の技 能を身に付け よう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国国際 社会との関係を考えよう	情報と情報技術を 適切に利用する習 慣を身に付けよう	情報と情報技術 を適切に利用す るくらしをしよ う	支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう
	情報社会の ルールや情 報モラルの 理解	自分や家族を大切 にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを 知ろう	著作権や発信 した情報への 責任を知ろう	望ましい情報 社会のあり や、情報 ル、セキュリティについて考 えよう	情報社会のルール や情報モラルを守 る習慣を付けよう	トラブルが少な く,情報モラルが 守られる情報社 会をつくろう	支え合いながら、 トラブルが少な く、情報モラルが 守られる情報社会 をつくろう
	消費生活情報に対する 批判的思考 力	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の 目的や特徴、選択 の大切さを知ろ う	消費生活情報 の評価、選択の 方法について 学び、意思決定 の大切さ知ろ う	消費生活情報 を評価、選択の 方法について 学び、社会との 関連を理解し よう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を 主体的に評価し て行動しよう	支え合いながら消 費生活情報を上手 に取り入れよう

#### 本市の消費者教育に関する調査結果(令和6(2024)年度)

大阪市では、消費生活に関する意識や現状、消費者教育の効果的な進め方、 消費者教育に求めるものなどを把握するために、「消費者教育に関する意識調査」 を実施しました。

#### 〈調査概要〉

- 実施期間 令和6(2024)年9月30日~10月3日
- ・対象者 民間調査会社に登録するインターネットモニターのうち、市内に居 住する方
- ・対象者の年齢区分とサンプル数 18~29 歳、30~39 歳、40~49 歳、50~59 歳、60 歳以上として、 年齢区分ごとに 100 名、計 500 名に調査を実施

#### 〈調査結果まとめ〉

- ・次頁以降の調査結果を見ると、40歳代までは、50歳代以上に比べて消費者センターの認知度が低く、消費者教育を行う場所について、すべての年代において学校教育の場が適切と考えている方が多いことがわかります。
- ・また、世代ごとに消費生活に関する情報の受取り場所などが異なり、世代ご とのニーズを常に把握し、消費者行政に反映させていく必要があります。

#### (1) 消費生活について

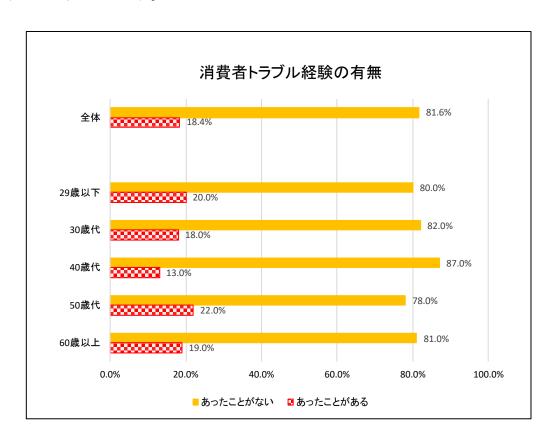
### ①消費者トラブル経験の有無について

「過去に、身に覚えのない請求が来た」「インターネットで商品を頼んだが届かなかった」「突然の訪問や電話で勧誘されて不必要な工事や購入の契約をした」等の消費者トラブル経験の有無について聞きました。

全体の傾向としては、「あったことがない」が81.6%、「あったことがある」が18.4%となっています。

「あったことがある」を年代別でみると、50歳代が22.0%ともっとも多く、 次いで29歳以下の20.0%、60歳以上の19.0%と続いています。

年代別の傾向に大きな差異がなく、すべての年代において消費者教育に取り組む必要があります。

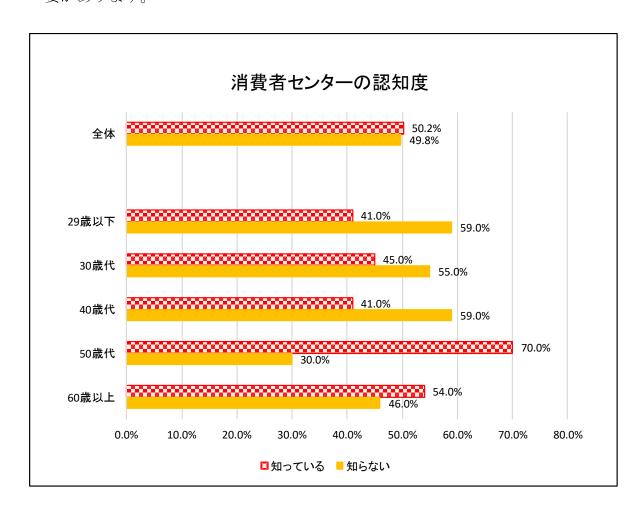


## ②消費者センターの認知度について

消費者センターの認知度について聞きました。

全体の傾向としては、「知っている」が50.2%、「知らない」が49.8%となっています。

年代別では、40歳代以下が50歳代以上と比べて「知っている」の割合が低い傾向があり、現役世代を中心に、消費者センターの認知度向上を図る必要があります。



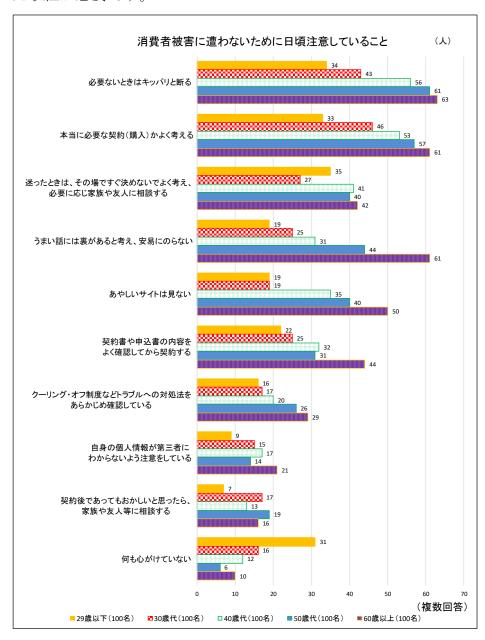
### ③消費者行動の意識について

消費者トラブルに遭わないために日頃注意していることについて聞きました。

全体の傾向としては、「必要ないときはキッパリと断る」が最も多く、次いで「本当に必要な契約(購入)かよく考える」となっています。

年代別では、29歳以下では「迷ったときは、その場ですぐ決めないでよく考え、必要に応じ家族や友人に相談する」、30歳代では「本当に必要な契約 (購入)かよく考える」、40歳代以上の各年代では「必要ないときはキッパリと断る」との回答が最も多くなっています。

消費者教育にあたっては、悪質な手口や拒否方法に加え、必要な契約(購入)か考える等、合理的な消費行動が行える、自立した消費者の育成に向けた取組が必要です。

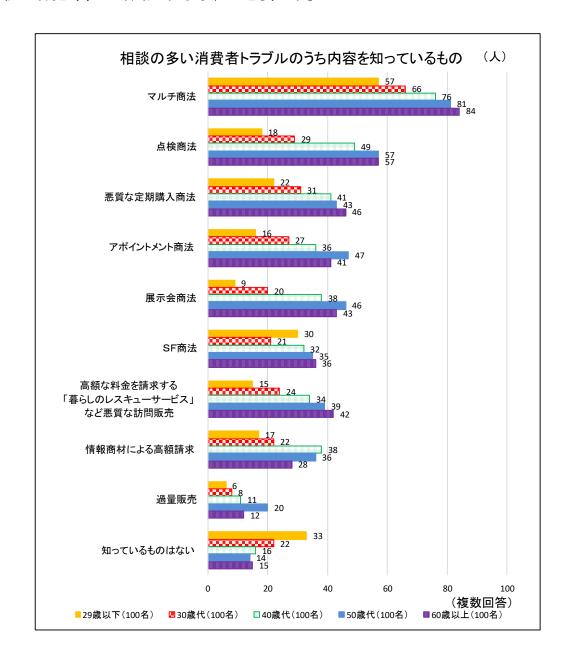


### ④悪質な手口などの事例の認識について

相談の多い消費者トラブルのうち、内容を知っているものについて聞きました。

全体の傾向としては、「マルチ商法」が最も多く、次いで「点検商法」、「悪質な定期購入商法」と続いています。一方、「過量販売」が最も少なくなっています。

事例の認知度合と相談件数は必ずしも比例しないことから、消費者教育にあたっては、よくあるトラブル事例を中心に、契約の知識、悪質な手口や拒否方法の啓発等、広く周知する取組が必要です。



#### (2) 消費者教育について

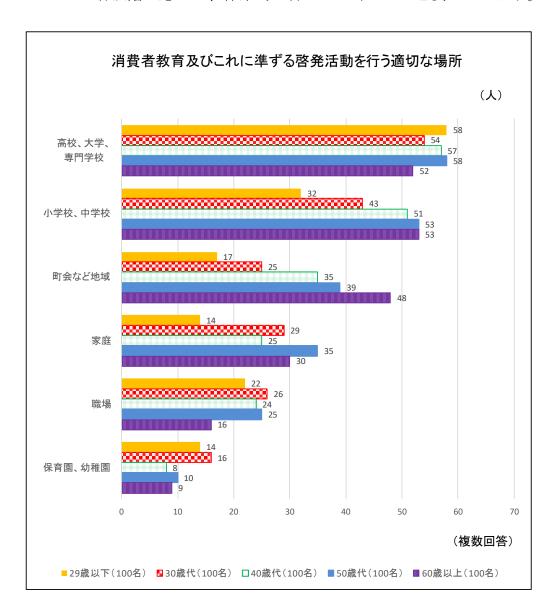
### ⑤消費者教育について

消費者教育や啓発活動を行う適切な場所について聞きました。

全体の傾向としては、「高等学校、大学、専門学校」が最も多く、次いで「小学校、中学校」となっています。

年代別では、50 歳代までの各年代では「高等学校、大学、専門学校」、60 歳以上は「小学校、中学校」となっています。また、40 歳代以上は、学校教育の場以外では、「町会など地域」となっています。

消費者教育を効果的に行うためには、若い頃から学ぶことに加え、ライフステージの各段階に応じて、体系的に行っていくことが必要といえます。

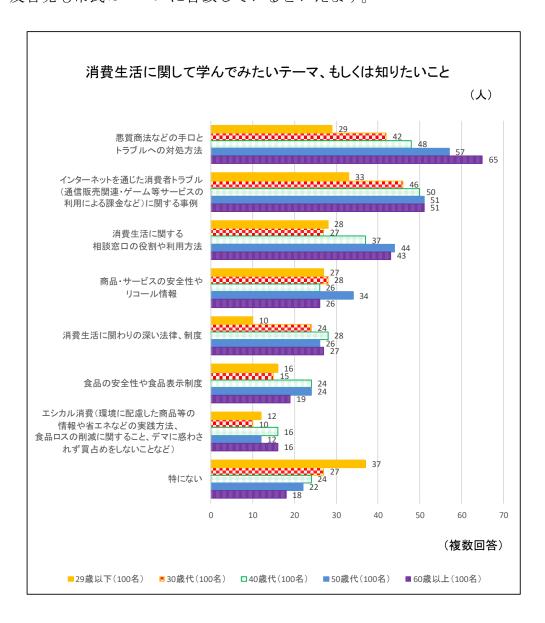


## ⑥消費生活関係の講座や催しに関するテーマについて

消費生活に関して学んでみたいテーマもしくは知りたいことは何かについて聞きました。

全体の傾向としては、「悪質商法などの手口とトラブルへの対処法」が最も 多く、次いで「インターネットを通じた消費者トラブル」、さらに「消費生活 に関する相談窓口に役割や利用法」が続いています。

消費者教育にあたっては、消費者センターの機能や役割に関する知識の普及啓発も市民のニーズに合致しているといえます。



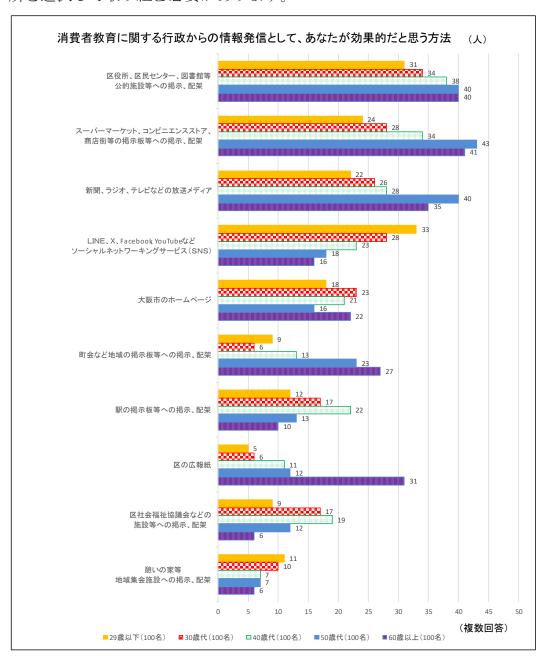
### ⑦消費者教育・啓発用ポスター等の配架場所について

消費者教育に関する行政からの情報発信として、効果的だと思う方法について聞きました。

全体の傾向としては、「区役所、区民センター、図書館等公的施設等への掲示、配架」が最も多く、次いで「スーパーマーケット、コンビニエンスストア、商店街等の掲示板等への掲示、配架」、「新聞、ラジオ、テレビなどの放送メディア」と続いています。

このほか、「町会など地域の掲示板」「区の広報紙」は高い年代で、「ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)」は若い年代で多くなっています。

情報発信にあたっては、年代に合わせた適切な発信媒体や、適切な配架場所を選択して取り組む必要があります。



## (3) ネットショッピングについて

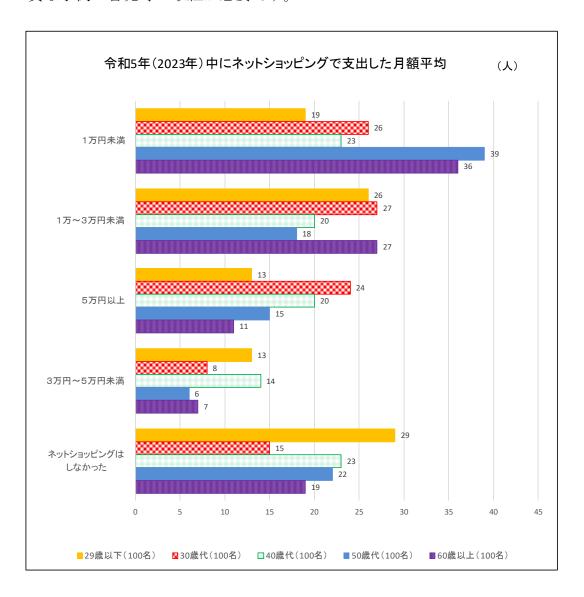
## ⑧ネットショッピングの利用

令和5(2023)年中にネットショッピングで支出した月額平均について聞きました。

全体の傾向としては、「1万円未満」が最も多くなっています。次いで「1万~3万円未満」でした。

年代別では、29歳以下では「ネットショッピングはしなかった」、30歳代では「1万~3万円未満」、40歳代以上の各年代では「1万円未満」が最も多くなっています。

すべての年代において、ネットショッピングをした人が多数派であることから、消費者教育にあたっては、ネット上の商取引に関する契約の知識、悪質な事例の啓発等の取組が必要です。



# 用語解説

五十音、アルファベット別に、消費者トラブルに関する様々な用語を掲載しています。

ています。 語句	説明
エシカル消費	消費者それぞれが、消費行動を通して社会的課題の解
	決を考慮し、課題に取り組む事業者を応援しながら消費
	活動を行うこと。倫理的消費。(くらしのおはなし③を参照)
オンラインゲーム	インターネット等のネットワークに接続して行うゲ
	一ムの総称。
カスタマーハラスメ	顧客からの要求内容又は要求態度が社会通念に照ら
ント	して著しく不相当であるクレームや顧客からの迷惑行
	為のこと。
金融経済教育推進機	英語名:Japan Financial Literacy and Education
構 (J-FLEC)	Corporation。「金融サービスの提供及び利用環境の整備
	等に関する法律」に基づき、金融広報中央委員会(事務
	局:日本銀行)、全国銀行協会、日本証券業協会が発起
	人となり、幅広い年齢層に向け、かつ、国民各々のニー
	ズに応えた金融経済教育の機会を官民一体で全国的に
	拡充していくことを目的として、令和6(2024)年4月
	に設立された認可法人。
クーリング・オフ	訪問販売など特定の取引について、契約をした後でも
	一定の期間内であれば、無条件で契約の申し込みの撤回
	や、契約解除ができる制度。
高齢者	本計画では、60歳代以上の年齢を想定して記載して
	いますが、引用する統計等資料において、対象年齢が異
	なる場合等には、各該当箇所に括弧書きで具体的な年齢
	を示す(65歳以上など)こととしています。
サプライチェーン	サプライチェーンとは、商品の企画・開発から、原材
	料や部品などの調達、生産、在庫管理、配送、販売、消
	費までのプロセス全体を指し、商品が最終消費者に届く
	までの「供給の連鎖」ともいいます。
持続可能な社会	健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の
	少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展す
# 17	ることができる社会。
若年者	本計画では、29 歳以下の年齢を想定して記載してい
	ますが、引用する統計等資料において、対象年齢が異なる。
	る場合等には、各該当箇所に括弧書きで具体的な年齢を
	示す(15-19 歳など)こととしています。

語句	説明
消費者志向経営	事業者が消費者全体の視点に立ち、消費者の権利の確
	保及び利益の向上を図ることを経営の中心と位置付け、
	健全な市場の担い手として、消費者の安全や取引の公正
	性の確保、消費者に必要な情報の提供等を通じ、消費者
	の信頼を獲得する。さらに、持続可能で望ましい社会の
	構築に向けて、自らの社会的責任を自覚して事業活動の
	こと。
消費者市民社会	消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性
	を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現
	在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び
	地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚し
	て、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する
Mode to the Last	社会。(くらしのおはなし④を参照)
消費者基本計画	消費者基本法では、「消費者の権利の尊重」と「消費
	者の自立の支援」を消費者政策の基本と定めており、消
	費者基本計画は、その推進を図るため、政府が長期的に
	講ずべき消費者政策の大綱として2005年に策定され、
No -th -tet -tet -t 111 N1. \	2025~2029 年度は第5期目になります。
消費者教育の推進に	消費者教育推進法に基づき、「誰もが、どこに住んで
関する基本的な方針	いても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受け
	ることができる機会を提供するために、消費者教育を体
	系的・総合的に推進」するための指針として、平成
	25(2013)年、閣議決定されたもの。「消費者教育のイメ
<b>A</b> 日日フ	ージマップ」によって、基本的な方向が示されました。
食品ロス	まだ食べられるのに廃棄される食品のことで、大切な 食べ物を無駄なく食べきることで、環境や家計にも優し
	くなります。
多重債務	マなりより。 複数の業者からお金を借り入れし、返済が困難になっ
<b>夕</b> 里俱伤	でいる状態。
電子商取引	物・サービスの売却あるいは購入であり、企業、世帯、
电力向权力	個人、政府、その他公的あるいは私的機関の間で、コン
	ピュータを介したネットワーク上で行われるもの。英
	語略表記でECと称する場合もある。
投げ銭	スマートフォン等でライブ形式の動画の配信や視聴
	を行う「ライブ配信サービス」のうち、視聴者がライブ
	配信者を応援するための課金機能のこと。
パブリシティ活動	事業などに関する情報をプレスリリースなどを通じ
	てマスコミ媒体に提供し、記事として取り上げてもらう
	ように働きかける広報活動。
フェアトレード	開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購
	入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労
1	
	働者の生活改善と自立をめざす貿易のしくみ。(<らしのお

語句	説明
マルチ商法	人に紹介したら儲かると言われて商品やサービスを
	契約して、次は自分が買い手を探し、ピラミッド式に拡
	大させていく商法で、特定商取引法により連鎖販売取引
	として厳しく規制されています。
未成年者取消権	未成年者が、法定代理人(親権者)の同意なく小遣い
	の範囲を超えて締結した契約について取り消すことが
	できる民法で規定された権利。ただし、成人と偽って契
	約した場合や婚姻の経験がある場合等取り消しできな
	い場合があります。
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・
	老年期などのそれぞれの段階のこと。
リテラシー	与えられた材料から必要な情報を引き出し十分に使
	いこなせる能力のこと。情報リテラシー、金融リテラシ
	一などという表現が用いられています。
A G A D	
ACAP	The Association of Consumer Affairs Professionals
	(消費者関連専門家会議)企業の消費者志向経営の推進、
	消費者対応力の向上、消費者、行政、企業相互の信頼
	の構築に向けて、各種研修、調査、消費者啓発活動、交
	者等で構成されている組織のこと。
ADR	有等で構成されている組織のこと。 Alternative (代替的) Dispute (紛争) Resolution
ADK	(解決)の頭文字をとっており、日本語では、代替的紛
	争解決手続や、裁判外紛争解決手続と訳され、裁判によ
	らない紛争解決方法のこと。
BtoB	Business to Business
D to B	会社間の商品・サービスなどに関する取引のこと。
BtoC	Business to Consumer
	会社やお店と消費者との間の商品・サービスなどに関
	する取引のこと。
CSR	Corporate Social Responsibility (企業の社会的責
	任) 企業が事業活動において利益を優先するだけでな
	く、組織活動が社会に与える影響に責任を持ち、消費者、
	株主、社会全体との関係を重視しながら果たす社会的責
	任をいいます。
CtoC	Consumer to Consumer
	消費者間の商品・サービスなどに関する取引のこと。
EC	電子商取引。Electronic Commerceの略。
EC化率	ECは、Electric Commerce の略で、訳は電子商取引。
	すべての商取引金額に対する電子商取引市場規模の割
	合。

語句	説明
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技 術の総称。日本では同様の言葉として IT(Information Technology:情報技術)の方が普及していたが、国際的 には ICT がよく用いられ、近年日本でも定着しつつあ る。
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。